

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律による改正前後の郵政民営化法の比較

資料 1

		改正前の郵政民営化法		改正後の郵政民営化法	
経営形態		<u>5社体制</u> 〔日本郵政＋郵便事業＋郵便局＋金融2社〕		<u>4社体制</u> 〔日本郵政＋日本郵便＋金融2社〕	
株式保有	政府→日本郵政	3分の1超の保有を義務付け(<u>早期処分努力義務あり</u>)		3分の1超の保有を義務付け(<u>早期処分義務あり</u> 。東日本大震災の復興財源)	
	日本郵政→金融2社	<u>移行期間</u> (平成19年10月1日から平成29年9月30日まで)中の <u>全株処分</u> を義務付け		<u>その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分</u>	
ユニバーサルサービスの対象		<u>郵便のみ</u> (基金を設置)		<u>郵便・貯金・保険</u> の三事業(基金は廃止)	
新規業務	金融2社	(特定日(※1)まで)	(特定日(※1)以後)	〔金融2社の総株式の1/2以上を処分するまで〕	〔1/2以上処分後、特定日(※1)まで〕
		主務大臣(※2)の認可 (郵政民営化委員会の意見聴取が必要。監督命令の対象)	郵政民営化法に基づく規制なし (業法による規制のみ)	主務大臣(※2)の認可 (郵政民営化委員会の意見聴取が必要。監督命令の対象)	主務大臣(※2)への届出 (同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。監督命令の対象)
	郵便・郵便局	郵便事業→総務大臣の認可 (移行期間中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会の意見聴取が必要。監督命令の対象) 郵便局→総務大臣への届出 (移行期間中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。監督命令の対象)		総務大臣への届出 (移行期間(郵便貯金銀行・郵便保険会社に係る上乗せ規制の解除の日以後の最初の3月31日までの期間)中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。監督命令の対象)	
限度額		政令で規定 〔改定には郵政民営化委員会の意見聴取が必要〕	なし	政令で規定 〔改定には郵政民営化委員会の意見聴取が必要。当面は引上げない(3党合意)〕	なし
かんぽの宿等		<u>平成24年9月30日までに譲渡又は廃止</u>		<u>当分の間、運営及び管理の業務を行うことができる</u>	
郵便局の定義		会社の営業所であって、 <u>郵便窓口業務</u> を行うもの		会社の営業所であって、 <u>郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務</u> を行うもの	
簡易郵便局		<u>明確な位置付けなし</u> (一般の受託者であり、簡易郵便局の語なし)		<u>法的に位置付け</u> (法律名を簡易郵便局法とし、簡易郵便局、簡易郵便局長の呼称を規定)	
郵便認証司		<u>会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて任命</u>		<u>会社の使用人</u> のうちから、会社の推薦に基づいて任命	
その他		・ 郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の <u>総合的な見直し</u> ・ 郵便事業の業務の区分ごとの収支の状況		・ 郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の <u>総合的な検証</u> ・ 日本郵便の業務の区分ごとの収支の状況 ・ 郵政事業における公益性・地域性の発揮 ・ 日本郵政、日本郵便に対する情報の公表義務	
施行期日		一部の規定を除き、平成19年10月1日から施行		一部の規定を除き、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行(可能であれば、平成24年10月1日から施行)	

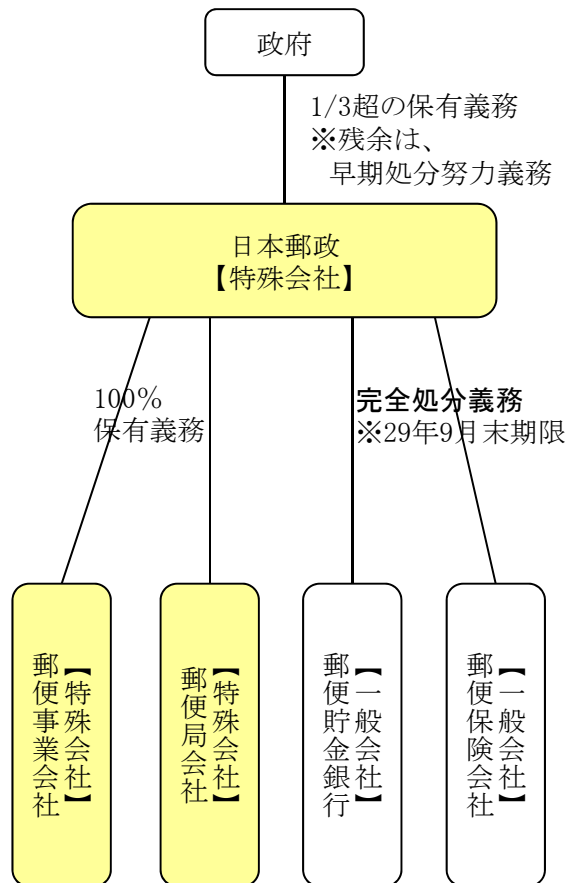
(※1)日本郵政が郵便貯金銀行(郵便保険会社)の株式の全部を処分した日と内閣総理大臣及び総務大臣が同業他社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがない旨の決定をした日とのいずれか早い日。

(※2)内閣総理大臣(金融庁)及び総務大臣。

日本郵政の再編成

【従来の郵政民営化法】

× 金融ユニバーサルサービス義務なし



【今回の改正後の郵政民営化法】

○ 金融ユニバーサルサービス義務あり

